

市会運営委員会申し合わせ・確認事項（改正案）

※ 下線部は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>特別委員会</p> <p><u>1 特別委員会について</u></p> <p>(1) 議案、請願、陳情等の付託は行わない。</p> <p>(2) 意見書・決議案の提出を決定するに当たっては、必要に応じ、関係常任委員会と協議する。</p> <p>(3) 委員会の見直し及び委員の改選は、常任委員改選時に併せて行う。</p> <p>(4) 委員会の運営その他は、従来の実行委員会の例による。</p>	<p>特別委員会</p> <p><u>1 特別委員会の運営について</u></p> <p>(1) <u>付議事件から委員任期中における調査・研究テーマを設定する。</u></p> <p>(2) <u>設定したテーマの調査・研究を目的として、委員間の意見交換、事例視察や参考人意見聴取（学識経験者等）などを行い、委員会としての意見・提言をまとめる。</u></p> <p>(3) <u>テーマを決定する委員会には、当局の出席は求めない。また、副市長の出席は求めないものとする。</u></p> <p>(4) <u>特別委員会で審査された案件については、原則として該当局から関係常任委員へ情報提供を行うものとする。</u></p> <p>(5) 議案、請願、陳情等の付託は行わない。</p> <p>(6) 意見書・決議案の提出を決定するに当たっては、必要に応じ、関係常任委員会と協議する。</p> <p>(7) 委員会の見直し及び委員の改選は、常任委員改選時に併せて行う。</p>